



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

124 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準 (環境管理課)..... 1

告 示

和歌山県告示第124号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成24年5月1日から施行する。

なお、平成19年和歌山県告示第825号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成24年4月30日限り廃止する。ただし、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cci、Ccj、Cco、Cn、Cni、Cno、Cp、Cpi及びCpoの値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成26年3月31日までの間は、なお従前のとおりとする。

平成24年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 適用する地域

化学的酸素要求量については、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項に規定する区域のうち和歌山県の区域

窒素含有量及びりん含有量については、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）別表第2第3号ホに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc$ $\times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業所となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = (Cci \cdot Qci$ $+ Ccj \cdot Qcj$ $+ Cco \cdot Qco)$ $\times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc$ $\times 10^{-3}$
4	昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cci \cdot Qci$ $+ Ccj \cdot Qcj$ $+ Cco \cdot Qco)$ $\times 10^{-3}$

5	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	<p>昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業所場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
7	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	<p>昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

	防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。)	
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
1 0	平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
1 1	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
1 2	平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
1 3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第 269 号。以下「平成 9 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
1 4	平成 9 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 9 年 12 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 9 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
1 5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 173 号。以下「平成 10 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
1 6	平成 10 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となっ	$Lc = (Ccj \cdot Qcj$

	た工場又は事業場のうち、平成 10 年 6 月 17 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 10 年改正政令の施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$+ Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
1 7	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 412 号。以下「平成 11 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
1 8	平成 11 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 12 年 3 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
1 9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成 12 年政令第 391 号。以下「平成 12 年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2 0	平成 12 年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 12 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 12 年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
2 1	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 13 年政令第 201 号。以下「平成 13 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2 2	平成 13 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 13 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

(2) 窒素含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n$ $\times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni}$ $+ C_{no} \cdot Q_{no})$ $\times 10^{-3}$

(3) りん含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p$ $\times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業所となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi}$ $+ C_{po} \cdot Q_{po})$ $\times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、Lc、Cc、Cci、Ccj、Cco、Qc、Qci、Qcj、Qco、Ln、Cn、Cni、Cno、Qn、Qni、Qno、Lp、Cp、Cpi、Cpo、Qp、Qpi 及び Qpo は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第 1 については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）別表第 2 号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第 2 第 1 号については、特別措置法第 5 条第 1 項に規定する区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のもに適用し、別表第 2 第 2 号及び第 3 号については、施行令別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のもに適用する。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）
- Cc 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Cci 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Ccj 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の(3)に掲げる数値(単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Cco Cc と同じ値(単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Qc 特定排出水の量(単位 1 日につき立方メートル)
- Qci 昭和 55 年 7 月 1 日(4 の項にあつては昭和 57 年 7 月 1 日、6 の項にあつては昭和 58 年 1 月 1 日、8 の項にあつては、昭和 63 年 10 月 1 日、10 の項にあつては平成 3 年 4 月 1 日)以後平成 3 年 7 月 1 日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Qcj を除く。)(単位 1 日につき立方メートル)
- Qcj 平成 3 年 7 月 1 日(12 の項にあつては平成 3 年 10 月 1 日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1 日につき立方メートル)
- Qco 特定排出水の量(Qci 及び Qcj を除く。)(単位 1 日につき立方メートル)
- Ln 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）
- Cn 別表第 1 第 2 号又は別表第 2 第 2 号の窒素含有量の欄の(1)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）
- Cni 別表第 1 第 2 号又は別表第 2 第 2 号の窒素含有量の欄の(2)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）
- Cno Cn と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）
- Qn 特定排出水の量(単位 1 日につき立方メートル)
- Qni 平成 14 年 10 月 1 日以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1 日につき立方メートル)
- Qno 特定排出水の量(Qni を除く。)(単位 1 日につき立方メートル)
- Lp 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）
- Cp 別表第 1 第 3 号又は別表第 2 第 3 号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

- Cpi 別表第 1 第 3 号又は別表第 2 第 3 号のりん含有量の欄の(2)に掲げる数値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Cpo Cn と同じ値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Qp 特定排出水の量(単位 1 日につき立方メートル)
- Qpi 平成 14 年 10 月 1 日以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (単位 1 日につき立方メートル)
- Qpo 特定排出水の量 (Qpi を除く。) (単位 1 日につき立方メートル)

別表第 1
(1) 化学的酸素要求量

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
2	畜産農業	100	90	90	90	80	80	80	80	70	70	70	70	70	
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30	30	30	30	30	30	平成 8 年 9 月 1 日 前 の 特 定 施 設 に 係 る 量 に あ っ て は、 第 3 欄 (3) (イ) 及 び (ロ) の 値 は、 そ れ ぞ れ、 40、 40 と す る。
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	60	60	60	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	40	40	40	30	
9	寒天製造業	65	60	55	55	65	55	55	55	65	55	55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	40	30	40	40	30	30	30	30	30	30	20	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	50	50	50	40	40	40	40	30	30	30	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
14	水産食料品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	60	60	60	50	50	50	40	40	40	40	40	40	40	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存食料品製造業	85	85	65	50	60	60	40	40	60	60	40	40	60	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	40	40	40	40	40	40	30	
17	味ぞ製造業	80	80	80	70	80	80	70	70	80	70	70	70	50	50	50	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	80	80	80	70	80	80	70	70	80	70	70	70	50	50	50	50	
19	うまみ調味料製造業	30	30	30	30	30	30	30	20	30	20	20	20	30	30	20	20	
20	ソース製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	30	30	40	40	40	30	
21	食酢製造業	60	60	50	40	50	50	40	40	50	40	40	40	40	40	30	30	
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	40	40	40	40	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	90	80	65	50	60	60	50	50	60	50	50	50	40	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	50	50	50	40	40	40	40	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
26	生菓子製造業	60	60	60	50	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	40	40	40	40	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 エリットルにつきミリグラム)												備考			
		(1)				(2)				(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
28	米菓製造業	60	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	50	50	40	
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	40	
30	植物油製造業	60	60	60	50	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	30	
31	動物油脂製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	30	
32	食用油脂加工业	50	50	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	30	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	
34	穀類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	50	40	
35	めん類製造業	70	60	50	40	40	40	40	40	40	40	30	30	40	40	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	60	60	60	45	40	40	40	40	40	40	30	30	40	40	30	
38	あん類製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	50	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	30	30	30	30	30	30	20	20	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	50	50	40	30	40	40	40	30	40	40	40	30	40	40	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	40	40	30	20	40	40	30	20	30	30	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備 考				
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	40	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
47	配合飼料製造業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
48	単体飼料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
49	有機肥料製造業	50	50	40	30	30	30	40	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
51	生糸製造業 (副産糸精練業を含む。)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30	
55	繊維工業 (整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	85	80	80	80	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	70	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整毛工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)) に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	90	
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	70	70	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	110	100	90	90	100	100	90	90	95	95	90	90	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	75	75	70	60	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	
68	繊維工業 (整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40	40	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備考				
		(1)						(2)							(3)			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
71	合板製造業 (集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 30, 10, 30, 30, 10, 20, 20, 20, 10とする。
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リフアイナーグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程 (前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。) 又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	60	50	60	60	50	50	50	50	40	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトパルプ製造工程 (前工程の未さらしケラフトパルプ製造工程を含む。) に係るもの	80	80	80	70	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)及び(3)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 80, 80, 80, 80, 70, 60, 60とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 エリットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	60	50	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	110	110	100	90	100	100	90	100	100	90	90	80	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	110	110	100	100	110	110	100	110	100	100	80	70	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドハルプ、リファインドグランドハルプ又はサーモメカニカルハルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドハルプ、リファインドグランドハルプ又はサーモメカニカルハルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	40	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	30	20	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	40	45	40	40	
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 80, 70, 60, 80, 70, 60, 60, 70, 60, 60とする。
90	手すき和紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	100	90	80	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	25	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	40	50	40	40	40	50	40	30	30	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 エリットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	
96	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	20	
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	70	60	50	50	50	
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	50	50	40	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	
103	複合肥料製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	40	30	
104	化学肥料製造業 (前 2 項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	貴鉛製造工程を有するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 60, 60, 70, 70, 60, 60, 60, 50, 50 とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備 考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	30	30	20	20	(1) 硫化鉄を原料とする酸化鉄 (顔料を除く。) 製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 50, 50, 50, 50, 50, 50, 50 とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 50, 50, 60, 50, 60, 50, 50 とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	50	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160, 160, 160, 160, 160, 150, 150, 150, 150, 150 とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110, 110, 100, 100, 90, 80, 80, 90, 80, 80 とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 140, 140, 150, 140, 130, 130, 150, 140, 130, 130 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	60	60	60	60	60	60	50	50	40	40	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200, 200, 200, 200, 200, 190, 190, 190, 180, 180 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 80, 70, 70, 80, 80, 70, 70, 80, 80, 70, 70 とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 エリットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	40	40	40	50	50	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 50, 50, 60, 60, 50, 50, 60, 60, 50, 50とする。 (2) クロブレングム製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140, 140, 130, 130, 140, 140, 130, 130, 140, 140, 130, 130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程 (脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280, 280, 270, 270, 270, 260, 260, 270, 270, 260, 260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190, 190, 190, 190, 190, 190, 190, 180, 170, 170, 170, 160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	70	70	50	40	40	40	50	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220, 220, 220, 220, 220, 210, 210, 210, 200, 190, 190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110, 110, 100, 100, 100, 90, 80, 100, 90, 80, 80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程においては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 140, 140, 140, 140, 130, 130, 140, 140, 130, 130とする。
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	60	60	60	70	60	60	50	
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
117	発酵工業	130	130	130	120	120	120	110	120	120	120	120	110	
118	コーラル製品製造業	130	130	120	130	120	120	120	130	130	120	130	120	
119	薬式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200,200,200,200,200,190,190,200,200,190,190と する。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	30	30	20	30	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,60,60,50,50,60,60,50,50と する。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,60,60,60,70,60,60,60,60,60,50,50と する。
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	40	40	50	50	40	50	40	(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,80,70,70,80,70,70,70,70と する。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140,140,130,130,140,140,130,130,140,140,130,130と する。
122	有機化学工業製品製造業 (整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	90	90	70	60	90	85	60	50	80	60	80	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160,160,160,160,160,160,150,150,160,160,160,150と する。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210,200,190,180,210,200,190,180,170,170,170,160と する。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 エリットルにつきミリグラム)												備考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	40	40	30	30	20	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	40	30	30	
125	合成繊維製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,50,40,40,50,40,30,30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	15	15	15	15	15	10	
128	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
129	塗料製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	50	40	50	40	40	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	100	90	90	90	90	80	70	70	70	70	70	70	平成8年9月1日前の特定施設の係る量にあっては、第3欄(3)の値は、同欄の順序に従い、90,90,90,80とする。
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	40	40	40	40	30	30	
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	40	40	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	30	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	60	50	50	
136	火薬類製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 60, 60, 70, 70, 60, 60, 60, 60, 50, 50とする。
137	農業製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	20	20	
138	合成香料製造業	130	130	130	120	120	120	110	110	120	120	110	110	110	
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	20	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	15	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	170	170	170	170	170	160	140	140	130	130	130	
146	化学工業 (整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	
147	石油精製業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 40, 40, 40, 40, 40, 30, 40, 30, 40, 30, 30とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,50,50,50,50,50,50,40,50,50,40とする。
149	コークス製造業	190	190	190	180	190	190	180	180	100	100	100	100	90		
150	石油コークス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	60	60	50	50	50		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	10		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	50	50	40	40	50	50	50		
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	20		
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	100		
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10		
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10		
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10		
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10		

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。)・同製品製造業	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
167	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
169	砕石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
172	うわ葉製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	20	20	20	15	15	15	15	15	15 コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 50, 50, 40, 40, 40, 40, 40, 40 とする。
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)															備考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
179	熱間圧延業 (整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
180	冷間圧延業 (整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
182	鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
183	伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
185	引放鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
186	伸線業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
189	めっき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)															備考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
192	鋳鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
194	鋳鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
195	鉄鋳物製造業 (整理番号 196 の項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196	鋳鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業 (整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
201	電気めっき業	60	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	50	50	50	40	
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備 考				
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
204	電子回路製造業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く。)、電気機 械器具製造業又は情報通信機械器具製造 業	30	25	15	10	30	30	20	15	10	20	15	10	30	20	15	10	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することが できる方法より高度に下水を処理することができる方法により 下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 25, 20, 15とする。
210	空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	30	20	20	20	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法 律第 160 号) 第 5 条の 2 に規定する施 設をいう。)	40	40	30	30	40	40	40	30	30	30	30	30	30	30	20	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	60	50	60	60	60	50	40	40	50	40	50	50	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)															備 考		
		(1)					(2)					(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)	
213	飲食店	70	70	60	50	60	60	50	60	60	60	50	40	40	40	40	40	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30ととする。
214	宿泊業	70	60	50	50	60	50	40	50	50	40	40	40	40	40	40	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30ととする。
215	リネンサプライ業	60	60	50	40	50	50	40	50	50	50	40	40	40	40	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	60	60	50	40	50	50	40	50	50	50	40	40	40	40	40	30	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	60	60	70	60	60	60	60	
219	自動車整備業	30	30	20	20	30	30	20	30	30	20	20	20	30	30	30	20	20	
220	病院	60	50	30	30	40	40	30	40	40	40	30	30	40	40	40	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するもの にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30ととする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のものに限る。)	50	50	45	40	45	40	40	40	45	40	40	40	(1) 単独式処理に係るものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 50, 40, 50, 50, 40, 50, 50, 40 とする。 (2) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 40, 40, 40, 40, 30, 25, 25, 40, 30, 25, 25 とする。 (3) 平成 18 年 2 月 1 日以降に設置したし尿浄化槽にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30 とする。 (4) (3) のうち、建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25, 25, 25, 25, 25, 25, 25, 25, 25, 25, 25 とする。		
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	70	70	70	60	60	60	50	平成 18 年 2 月 1 日以降に設置したし尿浄化槽にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30 とする。
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 40, 40, 40, 40, 35, 35, 40, 40, 35, 35 とする。
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	40	30	30	
225	廃油処理業	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	20	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	20	30	20	20	30	30	20	20	20	20	
227	死亡献畜取扱業	50	50	50	40	50	50	40	50	50	50	40	40	40	
228	と畜場	60	60	60	50	60	60	50	60	60	50	40	40	40	
229	中央卸売市場	30	30	30	20	30	20	20	30	20	20	20	20	20	
230	地方卸売市場	40	40	30	20	30	20	20	30	20	20	20	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	35	30	30	35	30	30	20	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	50	40	30	20	50	20	30	50	40	30	20	40	30	20

備考 この表において、塗染の項中(1)・(2)・(3)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

- (1) については、特定施設が昭和55年6月30日までに設置されたもの。
- (2) については、特定施設が昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに設置されたもの。
- (3) については、特定施設が平成3年7月1日以降に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(1) 生活排水処理にかかるものにおいては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 25, 60, 50, 40, 25, 60, 50, 40, 25とする。
 (2) 上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにおいては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 30, 20, 20, 40, 30, 20, 20, 40, 30, 20, 20とする。

(2) 窒素含有量

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60	60		
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60	60		
4	非金属鉱業	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	50	45	25	25	25	20	20		
6	乳製品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	10		
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	20	20	20	20	20		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	10		
9	寒天製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	10		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	10		
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	35	35	35	35	20	20	20	20	20		
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	15	15	15	15	15		
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	40	40	40	35	35		
14	水産食料品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	50	45	45	30	30	30	30	30		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	10		

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
16	野菜漬物製造業	25	25	20	20	15	15	15	10				
17	味噌製造業	30	25	20	20	20	20	15	10				
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	35	35	35	35				
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10				
20	ソース製造業	30	25	20	20	15	15	15	10				
21	食酢製造業	30	25	20	20	15	15	15	10				
22	砂糖精製業	25	25	20	20	15	15	15	10				
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	30	30	30	30	15	15	15	10				
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	15	15	15	10				
25	パン製造業	25	25	20	20	15	15	15	10				
26	生菓子製造業	25	25	20	20	15	15	15	10				
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	15	15	15	10				
28	米菓製造業	30	25	20	20	15	15	15	10				
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	10				
30	植物油脂製造業	20	20	20	20	15	15	15	10				

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
32	食用油脂加工業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	20	20	15	15	10	10	
34	穀類でんぶん製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
35	めん類製造業	30	25	20	20	20	20	15	15	10	10	
37	豆腐・油揚製造業	40	35	30	30	25	25	25	25	20	20	
38	あん類製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
39	冷凍調理食品製造業	35	35	30	30	20	20	20	20	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
42	果実酒製造業	25	25	20	20	20	20	15	15	10	10	
43	ビール製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
44	清酒製造業	20	20	20	20	20	20	15	15	10	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	10	
47	配合飼料製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考				
		(1)					(2)									
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)					
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10							
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10							
50	たばこ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10							
51	生糸製造業 (副産糸精練業を含む。)	30	25	20	20	20	20	15	10							
55	繊維工業 (整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10							
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	25	25	20	20	20	20	15	10							
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)) を含む。) に係るもの	20	20	20	20	20	20	15	10							
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	25	15	15	15	15							綿織物染色工程については、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 80, 80, 80, 55, 55, 55 とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	30	25	20	20	20	20	20	10							
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	25	25	25	25	15	15	15	15							
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10							
63	繊維工業で織物繊維品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10							

整理 番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	15	10			
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	25	20	20	20	15	15	15	10			
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	15	15	15	10			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	15	15	15	10			
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	20	20	20	15	10			
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	20	25	20	15	10			
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパティクルボード製造業	25	25	20	20	20	20	20	15	10			
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	20	15	15	15	10			
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	10			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	10			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リフアイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	10			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	10			

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントバルブ製造工程 (前行程の未さらしケミグラントバルブ製造工程を含む。)又はさらしケミケミカルバルブ製造工程 (前行程の未さらしケミケミカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程 (前行程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程 (前行程の離解工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程 (前行程のグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
89	機械寸き和紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
90	手すき和紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
91	塗工紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
92	段ボール製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
93	重包装紙袋製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	
96	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	20	20	20	20	25	20	15	10	
101	製版業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	15	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	(1)アンモニア製造工程にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,75,70,65,40,40,40とする。 (2)アンモニア誘導品製造工程にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210,210,210,210,210,210とする。 (3)尿素製造工程にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、800,800,800,800,800,800とする。
103	複合肥料製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	15	15	15	
104	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
105	ソーダ工業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
106	電炉工業	25	20	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
107	無機顔料製造業	40	40	40	40	30	30	30	30	30	30	30	黄鉛顔料製造工程にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700,700,700,600,600,600とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	40	40	40	40	40	40	(1) パナジウム化合物製造工程 (塩析工程を有するものに限る。) においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000、5000、5000、4500、5000、5000、4500 とする。 (2) 酸化コバルト製造工程においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750、750、680、580、750、750、680、580 とする。 (3) モリブデン化合物製造工程 (塩析工程を有するものに限る。) においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000、4500、4000、3500、5000、4500、4000、3500 とする。 (4) イットリウム酸化物製造工程においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、120、120、120、120、120 とする。 (5) 酸化銀製造工程においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、200、150、210、210、200、150 とする。 (6) 酸化ジルコニウム製造工程においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230、230、200、150、230、230、200、150 とする。 (7) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、60、60、60、60、60 とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、50、50、45、40 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	30	30	30	30	25	25	25	25	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、30、30、30、30、30 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	15	15	15	15	15	15	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	25	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 65, 60, 55, 50, 40, 40, 40, 40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程 (脂防族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有 機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製 造工程を除く。)に係るもの	40	40	35	30	15	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、 第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 55, 55, 55, 55, 30, 30, 30, 30とする。
114	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号109の項から前 項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	15	
115	脂防族系中間物製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	15	15	15	15	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつて は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 120, 120, 120, 120, 40, 40, 40, 40とする。 (2)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 510, 510, 510, 510, 500, 500, 500, 500とする。
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	15	15	15	15	
117	発酵工業	40	40	40	30	20	20	20	20	20	20	20	15	
118	コーラルタール製品製造業	530	530	530	530	410	410	410	410	410	410	410	410	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	55	55	55	50	15	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、 第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 100, 100, 100, 100, 50, 50, 50, 50とする。
120	プラスチック製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 65, 60, 55, 50, 35, 35, 35, 35とする。

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	15	15	15	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 40, 40, 40, 40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	60	50	15	15	15	15	15	15	15	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85, 75, 65, 55, 35, 30, 25, 20とする。 (2)イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 210, 210, 30, 30, 30, 30とする。 (3)メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500とする。 (4)化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 30, 35, 30, 25, 20とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	18	16	20	18	14	
125	合成繊維製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 60, 55, 50, 50, 45, 40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	15	15	15	
127	石けん・合成洗剤製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	15	15	15	15	15	15	15	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
129	塗料製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	15	15	
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	45	45	45	15	15	15	15	15	15	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120, 120, 115, 100, 30, 30, 25とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	15	15	14	
133	生物学的製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	15	15	14	
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	15	15	15	15	15	14	
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	15	15	15	15	15	14	
136	火薬類製造業	35	30	25	20	20	20	20	20	20	15	
137	農薬製造業	35	30	25	20	15	15	15	15	15	15	
138	合成香料製造業	35	35	35	35	20	20	20	20	20	15	
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	
142	セラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	20	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	
146	化学工業 (整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	15
147	石油精製業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	15	15	10	
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	10	
149	コークス製造業	950	900	800	700	400	400	400	400	400	400	400	400	
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10	
153	ゴム製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	10	
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	15	15	15	15	15	15	15	15	
155	毛皮製造業	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
156	板ガラス製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	10	10	
157	板ガラス加工業	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	10	10	
159	ガラス容器製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。)・同製品製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	15	15	15	15	15	15	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号 1 5 6 の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	15	15	10	
165	生コンクリート製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
166	コンクリート製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
167	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	15	15	15	15	15	10	
168	黒鉛電極製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
169	砕石製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
170	飲物・土石粉砕等処理業	25	25	20	20	20	20	20	20	15	10	
172	うわ薬製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	(1) コークス製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、950, 900, 800, 700, 400, 400, 400 とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、それぞれ同欄の順序に従い、65, 65, 65, 65, 50, 50, 50, 45 とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
175	フェオアロイ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉 (単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 50, 50, 50, 45とする。
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 50, 50, 50, 45とする。
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 50, 50, 50, 45とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
183	伸鉄業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
184	磨棒鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55, 55, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
185	引抜鋼管製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
186	伸線業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
187	ブリキ製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
188	亜鉛鉄板製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
189	めっき鋼管製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	15	15	15	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45とする。
192	鍛鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	15	
194	鋳鋼製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	15	15	
195	鋳鉄鑄物製造業 (次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
196	鋳鉄管製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
198	鉄粉製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
199	鉄鋼業 (整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 50, 50, 45 とする。
200	非鉄金属製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	15	15	15	
201	電気めっき業	30	30	30	30	30	30	30	25	30	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120, 120, 110, 100, 55, 55, 55, 55 とする。
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	25	30	25	25	25	25	20	(1) 溶融めっき工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 50, 50, 40, 40, 40, 40 とする。 (2) アルマイト加工工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 90, 90, 90, 50, 50, 50, 50 とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	20	20	20	20	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 20, 20, 15, 10 とする。
204	電子回路製造業	30	25	20	20	20	20	20	20	20	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 25, 20, 20, 20, 20, 20, 20 とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 25, 20 とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	15	15	10	自動車・同付属品製造工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35, 35, 30, 25, 20, 20, 20, 20 とする。
207	精密機械器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	時計・同部分品製造工程 (時計側を除く。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 25, 20 とする。
208	ガス製造工場	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	
209	下水道業	40	35	30	25	40	30	20				10	(1) 標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの (高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20, 15, 10, 10, 20, 15, 10, 10 とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 55, 50, 45, 60, 55, 50, 45 とする。
210	空瓶卸売業	30	30	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
211	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)	30	30	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	30	30	25	25	15	15	15	15	15	15	15	
213	飲食店	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	
214	宿泊業	45	45	45	45	30	30	30	30	30	30	30	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
215	リネンサプライ業	20	20	20	20	15	15	15	15	15	15	
216	洗濯業 (前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	
218	写真業 (写真現像・焼き付け業を含む。)	30	30	30	30	25	25	25	25	25	25	
219	自動車整備業	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	
220	病院	60	55	50	45	25	25	25	25	25	25	
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 33 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30	25	25	25	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 25, 20, 30, 25, 20, 15 とする。
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 33 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40	35	30	25	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 35, 30, 25, 20 とする。
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	25	25	25	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に純真処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができ、その方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 45, 40, 35, 30, 25, 20, 15 とする。
224	ごみ処理業	30	30	25	25	20	20	20	20	20	15	
225	廃油処理業	30	30	25	25	15	15	15	15	15	15	

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
226	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	40	40	35	30				
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	25	25	20	15				
228	と畜場	60	50	40	30	25	25	20	15				
229	中央卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	15				
230	地方卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	15				
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	25	25	20	15				
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	50	50	40	30				

備考 この表において、窒素の項中 (1)・(2) 及び (イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ) の区分は、次のとおりとする。

- (1) については、特定施設が平成 14 年 9 月 30 日までに設置されたもの。
- (2) については、特定施設が平成 14 年 10 月 1 日以降に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上 500 立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 5,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 100,000 立方メートル以上であるもの。

(3) りん含有量

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	8	8	8	8	
3	天然ガス鉱業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
4	非金属鉱業	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	14	12	10	6	6	6	5			
6	乳製品製造業	8.5	8.5	8.5	8.5	3.5	3.5	3.5	3.5			
7	畜産食品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	11	11	11	10	5.5	5.5	5.5	5.5			
8	水産缶詰・瓶詰製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5			
9	寒天製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2.5	2.5	2.5	2.5			
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	3	3	3	3			
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	7.5	7.5	7.5	7.5	3.5	3.5	3.5	3.5			
12	冷凍水産物製造業	8	8	7	6	5.5	5.5	5.5	5.5			
13	冷凍水産食品製造業	8	8	7	6	6	6	6	6			
14	水産食品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	8	8	8	8	4	4	4	4			
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	7.5	7.5	7.5	7.5	3	3	3	3			
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	3	3	3	3			

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
17	味ぞ製造業	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4.5	4				
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	8	8	8	3	3	3	3				
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	1.5	1.5	1.5	1.5				
20	ソース製造業	6	6	6	6	2.5	2.5	2.5	2.5				
21	食酢製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	3	3	3	3				
22	砂糖精製業	4	4	4	4	2	2	2	2				
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	6	6	6	6	3	3	3	3				
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5				
25	パン製造業	6	6	5.5	5	2.5	2.5	2.5	2.5				
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	4	4	4	4				
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5				
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4				
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	6	6	5.5	5	3	3	3	3				
30	植物油脂製造業	6	6	6	6	2	2	2	2				米糠を原料として使用するものについては第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8, 8, 8, 8, 2, 2, 2 とする
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5				

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
32	食用油脂加工業	3.5	3.5	3.5	3.5	2	2	2	2				
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母類製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5				
34	穀類でんぷん製造業	6.5	6.5	6.5	6	3	3	3	3				
35	めん類製造業	6.5	6.5	6.5	6	2.5	2.5	2.5	2.5				
37	豆腐・油揚製造業	7.5	7	6.5	6	4.5	4.5	4.5	4.5				
38	あん類製造業	9	8	7	6	4	4	4	4				
39	冷凍調理食品製造業	8.5	8.5	8	8	4.5	4.5	4.5	4.5				
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4.5	4.5				
41	清涼飲料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2	2	2	2				
42	果実酒製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5				
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	2.5	2.5	2.5	2.5				
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5				
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5				
46	インスタントコーヒー製造業	3.5	3.5	3	3	3	3	2.5	2				
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	2	2	2	1.5				
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1.5				

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
51	生糸製造業	5.5	5	4.5	4	4	4	3.5	3			
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4	4	3.5	3			
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シールケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5.5	5.5	5	3	3	3	3	3	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3			
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	2	2	2	2	2	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	3	3	3	3	3	3	
64	繊維工業で不織布製織工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)											備 考	
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
68	繊維工業 (整理番号 5 5 の項から前項に掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2	2	2	2.5	2	1.5	2	1.5	1
71	合板製造業 (集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナードグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程 (前行程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程 (前行程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	3	2.5	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサームメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサームメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
91	塗工紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)											備 考
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
92	段ボール製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
94	セロファン製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
96	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	2	
101	製版業	3.5	3.5	3	2.5	2	2.5	2	2	2	2	2	
102	窒素質・りん酸肥料製造業	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
105	ソーダ工業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
106	電炉工業	3	3	2.5	2	1.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
107	無機顔料製造業	3	3	2.5	2	1.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	りん及びびりん化合物製造工程にあつては第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9、8、7、6、8、7、6、5 とする。

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	3	3	3	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものは第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7.5, 7.5, 7.5, 6.5, 5.5, 5.5とす。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものは第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5, 3.5, 3.5, 3.5, 1.5, 1.5, 1.5, 1.5とす。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものは第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5, 3.5, 3.5, 3.5, 1.5, 1.5, 1.5, 1.5とす。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものは第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5, 8.5, 7.5, 6.5, 4, 4, 4とす。
116	メタン誘導品製造業	3	3	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	
117	発酵工業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
118	コーラルタール製品製造業	3	3	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものは第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24, 22, 20, 18, 5.5, 5.5, 5.5とす。

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
120	プラスチック製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	2	2	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2	2	2	2	2	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、16, 16, 16, 16, 2, 2, 1.5とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
125	合成繊維製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	医薬品原体製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8, 7.5, 7, 6.5, 2.5, 2.5, 2.5, 2.5とする。
132	医薬品製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
134	生薬・漢方製剤製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1				
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1				
136	火薬類製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1				
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1				
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1				
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1				
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調製品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1				
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1				
143	写真感光材料製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1				
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1				
145	イオン交換樹脂製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1				
146	化学工業 (整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1				
147	石油精製業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1				
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1				
149	コークス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1				
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1				

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)											備 考	
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1	1.5	2	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラックス成型洗浄工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
153	ゴム製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2	2	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
154	なめしかかわ製造業	3	3	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
155	毛皮製造業	3	3	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
156	板ガラス製造業	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
157	板ガラス加工業	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	2	2	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。)・同製品製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1.5	1	
166	コンクリート製品製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)											備 考
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
167	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
169	砕石製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
172	うわ葉製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉 (単独転炉を含む。)) 又は電気 炉 (単独電気炉を含む。)) によるものに限る。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
179	熱間圧延業 (整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲 げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
180	冷間圧延業 (整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲 げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
181	冷間ロール成型鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
182	鋼管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
183	伸鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)											備 考	
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
185	引抜鋼管製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
186	伸線業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
194	鋳鋼製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
195	鉄鉄構物製造業 (次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
196	鋳鉄管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
198	鉄粉製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	
199	鉄鋼業 (整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	1.5	1.5	1.5	1	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)						
200	非鉄金属製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1					1	
201	電気めっき業	4	4	3.5	3	3	3	2.5	2					2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに あつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 7, 6, 5, 4, 4, 5, 4, 3, 5, 3とする。
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3	3	2.5	2					2	(1)溶融めっき工程 (りん又はその化合物による表面処理施設 を設置するものに限り、5, 5, 5, 5, 5, 3, 3, 3とする。 (2)アルマイト加工工程 (りん又はその化合物による表面処 理施設を設置するものに限り、9, 5, 9, 8, 5, 8, 6, 6, 6, 5, 5とす る。
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2	2	1.5	1					1	
204	電子回路製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1					1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるもの を除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器 具製造業	3	2.5	2	2	2	2	1.5	1					1	民生用電気機械器具製造工程 (りん又はその化合物による表 面処理施設を設置するものに限り、4, 5, 4, 5, 4, 5, 4, 5, 2, 2, 2 とする。
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	2	2	2	2					2	自動車・同付属品製造工程 (りん又はその化合物による表面 処理施設を設置するものに限り、5, 5, 5, 4, 5, 4, 2, 2, 2, 2とす る。
207	精密機械器具製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5					1.5	
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3.5	2.5	2					2	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5	3	3.5	3	2.5	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2,1.5,1,1,2,1.5,1,1とす (2)高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,7,6,5,8,7,6,5とする。
210	空瓶卸売業	5	4.5	4	4	3.5	3.5	3.5	3	3	3	3	3	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	9	9	8	7	4.5	4	3.5	4	3.5	3	3	3	
213	飲食店	5.5	5.5	5.5	5	4	4	4	4	4	4	3.5	3.5	
214	宿泊業	5	4.5	4	4	4	4	4	4	4	3.5	3	3	
215	リネンサブライ業	8	7	6	5.5	5	5	5	5	5	5	4.5	4.5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	
218	写真業(写真現像・焼付け業を含む。)	5	4.5	4	4	4	4	3.5	4	3.5	3	3	3	
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	
220	病院	5	4.5	4	4	4	4	3.5	4	3.5	3	3	3	

整理 番号	名 称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のものに限る。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5				第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.2.5.2.1.5.3.2.5.2.1.5 とする。
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限る。)	8	7	6	5	5	4.5	4	3.5				第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5.3.2.5.2.3.5.3.2.5.2 とする。
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5				嫌気性消化法、好気性消化法、通式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができ、処理方法によりし尿を処理するものにあつては第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4.3.5.3.2.5.3.2.5.2.1.5 とする。
224	ごみ処理業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
225	廃油処理業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
226	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	
228	と畜場	9.5	9	8	7	4.5	4	3.5	3	3	3	3	
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	3	3	3	

整理番号	名称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	4.5	4.5	4	4	3	3	3	3			3	
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	5			5	

備考 この表において、りんの項中 (1)・(2) 及び (イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ) の区分は、次のとおりとする。

(1) については、特定施設が平成 14 年 9 月 30 日までに設置されたもの。

(2) については、特定施設が平成 14 年 10 月 1 日以降に設置されたもの。

(イ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 5000 立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 500 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 5,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であって、1 日当たりの平均的な排水の量が 100,000 立方メートル以上であるもの。

別表第 2
(1) 化学的酸素要求量

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)															備 考		
		(1)					(2)					(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)	
2	畜産農業	100	90	70	70	80	70	70	70	70	70	70	70	75	70	60	60	60	
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	60	60	60	60	60	70	60	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	20	20	20	30	30	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	70	70	65	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50	50	40	40	40	
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30	40	30	30	30	40	40	30	30	30	
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	80	80	65	50	60	60	50	50	60	50	50	50	50	50	40	40	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	60	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	30	30	
9	寒天製造業	110	90	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	40	30	30	30	40	40	30	20	20	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	40	40	30	50	40	30	20	20	
12	冷凍水産物製造業	70	60	50	40	50	40	40	40	50	30	30	30	50	40	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
13	冷凍水産食品製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	60	40	30	
14	水産食料品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	80	70	60	50	70	60	40	40	60	50	40	60	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	100	90	65	50	60	60	40	40	60	50	40	60	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	50	40	30	
17	味之製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	70	80	60	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	70	80	60	60	
19	うまみ調味料製造業	60	50	40	30	35	30	20	20	35	30	20	35	20	20	
20	ソース製造業	70	70	65	45	50	50	40	30	50	50	40	50	40	30	
21	食酢製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	40	40	50	30	30	
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	50	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	90	80	65	50	60	60	50	50	60	50	40	50	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
25	パン製造業	70	60	50	40	40	40	40	30	40	30	20	20	
26	生菓子製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	60	50	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
28	米菓製造業	70	60	50	40	70	60	50	40	70	60	50	40	
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の 項から前項までに掲げるものを除 く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	40	
30	植物油脂製造業	80	80	80	50	60	50	40	40	60	50	40	30	
31	動物油脂製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
32	食用油脂加工业	55	55	50	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵 母剤製造業	120	120	110	110	110	110	100	100	100	100	90	90	
34	糖類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	40	
35	めん類製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	50	40	30	
37	豆腐・油揚製造業	80	70	60	45	60	50	40	30	50	50	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
38	あん類製造業	80	70	60	60	70	70	60	60	70	70	60	70	60	50	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	50	40	30	20	40	30	20	40	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	60	50	40	30	55	50	40	30	50	40	30	40	30	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	50	40	30	20	40	40	30	40	20	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	40	30	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	40	30	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	50	50	40	30	50	50	40	50	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	40	40	30	40	20	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	30	20	20	
47	配合飼料製造業	60	50	40	30	40	30	20	20	40	30	20	40	20	20	
48	単体飼料製造業	70	60	50	40	50	40	30	20	50	40	30	50	20	20	
49	有機肥料製造業	60	50	40	30	40	30	20	20	40	30	20	40	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	20	20	40	30	20	20	20	
51	生糸製造業 (副産糸精練業を含む。)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30	30	
55	繊維工業 (整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	90	80	80	80	90	80	80	80	90	80	80	70	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含む。) に係るもの	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	40	40	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	80	70	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	110	100	90	90	110	100	90	90	110	100	90	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	70	60	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパルプ・パルプ製造業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,10,30,30,30,10,20,20,10とする。
75	木材薬品処理業	40	25	20	20	40	25	20	20	40	25	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	60	60	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	150	150	150	140	150	140	130	130	130	130	120	120	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程 (前行程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程 (前行程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	50	50	60	50	40	40	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程 (前行程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。) に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	60	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90,80,80,80とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	110	110	100	90	105	100	90	100	100	90	100	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	110	100	100	120	110	100	100	110	100	100	90	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	40	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	30	20	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	40	45	40	40	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	60	バルブ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90,80,70,60,80,70,60,60,70,60,60,60とす る。
90	手すき和紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	80	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	40	50	40	40	40	50	40	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	70	
94	セロファン製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	40	
96	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	100	90	80	80	90	90	80	80	90	70	60	60	60	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	30	40	35	30	30	40	35	30	30	30	
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	70	60	50	50	50	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	60	50	40	30	50	40	30	30	50	40	30	30	30	
103	複合肥料製造業	50	50	50	40	40	40	40	30	40	40	40	40	30	
104	化学肥料製造業 (前 2 項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	40	30	
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	30	20	
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	30	20	
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	30	20	黄鉛製造工程を有するものについては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,70,70,60,60,60,60,50,50 とする。
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	40	30	20	40	20	(1) 硫化鉄を原料とする酸化鉄 (顔料を除く。) 製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,80,80,70,70,70,70,60,60 とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,50,50,60,60,50,50,60,60,50,50 とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280,280,280,250,220,220,210,210,210,200,190,190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110,110,100,100,90,80,80,90,90,80,80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160,150,140,140,140,150,140,130,130,150,140,130,130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	80	80	70	60	60	60	50	50	50	40	30	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230,220,210,200,200,190,190,200,190,180,180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	20	30	20	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,80,80,70,70,80,80,70,70,70とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,60,50,50,70,60,50,50,70,60,50,50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140,140,130,130,140,140,130,130,140,140,130,130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪酸系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、290,280,270,270,280,270,260,260,280,270,260,260とする。 (2) 有機農業原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220,210,200,190,210,200,190,180,190,180,170,160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	75	75	70	60	60	50	40	40	60	50	40	40	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考			
		(1)				(2)				(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	60	60	70	60	70	60	50	50	50	(1) 青騰誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220,220,220,220,210,210,210,200,190,190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120,110,100,100,100,90,80,100,90,80,80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150,150,140,140,140,140,130,130,140,140,130,130とする。
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	40	30	20	20	20	
117	発酵工業	130	130	130	120	130	120	120	110	130	120	130	120	110	120	110	
118	エーテル中間物製造業	140	130	120	120	140	130	120	120	140	130	140	130	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50	50	40	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、350,350,290,290,210,210,190,190,210,210,190,190とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,60,60,50,50,60,50,50とす (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,60,60,60,70,60,60,60,60,50,50とす
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	40	40	40	50	50	40	40	(1) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,70,70,70,80,70,70,70とす (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140,140,130,130,140,140,130,130,140,140,130,130とする
122	有機化学工業製品製造業 (整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	90	90	70	60	90	85	60	50	80	80	60	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、310,300,290,280,280,280,270,270,280,280,270,270とする (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210,200,190,180,210,200,190,180,190,180,170,160とする
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	40	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
124	レーヨン・アセテート製造業のうち アセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	
125	合成繊維製造業	50	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 70,70,60,60,50,50,40,40,50,40,30,30とす る。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	50	50	50	50	40	40	40	50	50	40	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	30	30	30	25	15	15	15	10	15	15	15	15	10	
128	界面活性剤製造業 (前項に掲げるも のを除く。)	100	100	80	80	80	50	50	50	80	80	50	50	50	
129	塗料製造業	100	90	70	60	50	40	40	40	50	50	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	30	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	100	90	90	90	80	80	90	90	90	80	80	
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考		
		(1)				(2)				(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	70	70	60	60	50	50	
136	火薬類製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,70,70,60,60,70,60,50,50とする。
137	農薬製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	20	20	
138	合成香料製造業	150	140	130	120	120	120	110	110	120	120	110	120	110	110	
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	20	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	50	40	30	30	50	40	30	30	40	40	30	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	30	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	15	10	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	50	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	180	180	180	180	180	170	140	140	130	140	130	130	
146	化学工業 (整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	50	40	40	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
147	石油精製業	40	40	40	40	30	30	20	20	30	30	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,40,40,40,40,30,30,40,40,30,30とする。
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,70,60,50,70,60,50,40,70,60,50,40とする。
149	ノックス製造業	200	200	190	180	190	190	180	180	120	110	100	90		
150	石油ノックス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	70	60	50	50		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	50		
153	ゴム製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20		
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100		
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10		

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)															備 考		
		(1)					(2)					(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)	
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)															備 考		
		(1)					(2)					(3)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
169	砕石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
172	うわ紙製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	20	20	20	15	20	20	20	20	15	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,60,50,50,50,50,50,50,50とする。
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉 (単独転炉を含む。)) 又は電気炉 (単独電気炉を含む。)) によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
182	銅管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
183	伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
186	伸線業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
189	めっき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
192	鋳鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
194	鋳鋼製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196	鋳鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鋳鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
201	電気めっき業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
204	電子回路製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考				
		(1)				(2)				(3)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,25,20,15とする。
210	空瓶販売業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	60	50	40	30	60	50	40	30	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)															備 考	
		(1)					(2)					(3)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		(ニ)
213	飲食店	70	70	60	50	60	60	60	50	60	60	50	40	50	50	40	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とす
214	宿泊業	70	60	50	50	60	50	40	50	60	40	40	40	50	40	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とす
215	リネンサプライ業	80	60	50	40	70	60	50	40	70	60	50	40	50	40	30	30	
216	洗濯業 (前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	65	60	50	40	65	60	50	40	50	40	30	30	
218	写真業 (写真現像・焼付業を含む。)	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
219	自動車整備業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
220	病院	60	50	30	30	50	40	30	30	50	40	30	30	50	40	30	30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とす

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のものに限る。)	60	50	45	40	45	40	40	40	45	40	40	40	40	(1) 単独式処理に係るものにおいては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 70, 50, 40, 50, 50, 40, 50, 50, 40 とする。 (2) 第二欄に規定する表に定める構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 40, 40, 40, 30, 25, 25, 40, 30, 25, 25 とする。 (3) 平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるものにおいては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30 とする。 (4) 備考 (3) のうち、建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法は、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25, 25, 25, 25, 25, 25, 25, 25, 25, 25 とする。
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	70	60	60	60	60	50	平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるものにおいては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30 とする。

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	60	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に糞集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,50,40,40,40,40,35,35,40,40,35,35とする。
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	30	
225	廃油処理業	40	40	40	30	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	50	50	40	50	50	40	40	50	50	50	40	40	
228	と畜場	80	70	60	50	60	60	50	40	60	60	50	40	40	
229	中央卸売市場	50	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	20	
230	地方卸売市場	50	40	30	20	40	30	20	20	40	30	20	20	20	
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	40	40	30	20	40	30	20	20	20	

整理 番号	名 称	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)												備 考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
232	整理番号2の項から前項までに分類 されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	(1) 生活排水処理にかかるとともにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,50,40,25,60,50,40,25,60,50,40,25とする。 (2) 上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,30,20,20,40,30,20,20,40,30,20,20とする。

備考 この表において、窒素の項中 (1)・(2)・(3) 及び (イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ) の区分は、次のとおりとする。

- (1) については、特定施設が昭和55年6月30日までに設置されたもの。
- (2) については、特定施設が昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに設置されたもの。
- (3) については、特定施設が平成3年7月1日以降に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(2) 窒素含有量

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60	60		
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60	60		
4	非金属鉱業	25	25	25	25	25	25	20	15	15		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	60	55	50	45	35	30	25	20	20		
6	乳製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10		
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	35	30	25	20	20		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10		
9	寒天製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10		
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	45	50	45	40	35	35		
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	30	30	30	30	30		
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	50	45	40	35	35		
14	水産食料品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	50	45	45	50	45	40	35	35		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	10		

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
16	野菜漬物製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
17	味そ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	50	45	40	35				
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
20	ソース製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
21	食酢製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
22	砂糖精製業	30	25	20	20	25	20	15	10				
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	145	130	115	100	25	20	15	10				
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
25	パン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
26	生菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
28	米菓製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10				
30	植物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
32	食用油脂加工业	30	25	20	20	25	20	15	10				
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
34	穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
35	めん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
37	豆腐・油揚げ製造業	40	35	30	30	35	30	25	20				
38	あん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
39	冷凍調理食品製造業	40	35	30	30	35	30	25	20				
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10				
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
42	果実酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
43	ビール製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
44	清酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
47	配合飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				

整理 番号	名 称	室薬含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
50	たばこ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
51	生糸製造業 (副産糸精練業を含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10				
55	繊維工業 (整理番号 5.1 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10				
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10				
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含む。) に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10				
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	25	20	15	100, 100, 100, 60, 55, 50, 45 とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10				
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	40	35	30	25	30	25	20	15	25	20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10				

整理番号	名称	室業含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
63	繊維工業で繊維品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	25	20	15	10		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーメモカニカルパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	25	20	15	10		

整理番号	名称	室集含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセキミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサモメカニカルパルプ製造工程を有するものに係るもの)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	20	25	20	15	10	

整理 番号	名 称	室葉含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
89	機械すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
90	手すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
92	段ボール製造業	25	20	20	20	25	20	15	10				
93	重包装紙袋製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
94	セロファン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10				
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10				
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10				
101	製版業	30	25	20	20	25	20	15	10				

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	80	75	70	65	70	65	60	55	65	60	55	(1) アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 75, 70, 65, 70, 65, 60, 55とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、430, 430, 430, 210, 210, 210, 210とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1600, 1600, 1600, 1200, 1200, 1200, 1200とする。	
103	複合肥料製造業	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45		
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25		
105	ソーダ工業	25	20	15	15	25	20	15	10	25	20	15		
106	電炉工業	25	20	15	15	25	20	15	10	25	20	15		
107	無機顔料製造業	80	70	60	50	60	55	50	45	60	55	50	45	黄鉛顔料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700, 700, 700, 700, 600, 600, 600, 600とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	40	40	40	40	40	40	(1) バナジウム及びモリブデン化合物製造工程 (塩析工程を有するものに限る。) にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6000, 5500, 5000, 4500, 6000, 5500, 5000, 4500 とする。 (2) 酸化コバルト製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750, 750, 680, 580, 750, 680, 580 とする。 (3) イソトリウム酸化物製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150, 150, 150, 150, 150, 150 とする。 (4) 酸化銀製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 200, 150, 210, 210, 200, 150 とする。 (5) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300, 250, 200, 150, 300, 250, 200, 150 とする。 (6) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160, 160, 160, 160, 60, 60, 60, 60 とする。	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 70, 60, 50, 55, 50, 45, 40 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130, 120, 110, 100, 60, 60, 60, 60 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	30	25	25	30	25	20	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40 とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	30	25	20	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	55	50	45	30	25	20	15				
115	脂肪族系中間物製造業	80	70	60	50	35	30	25	20	30	25	20	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150, 150, 55, 50, 45, 40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510, 510, 510, 510, 510, 510, 510, 510とする。
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	30	25	20	15				
117	発酵工業	40	40	40	30	30	25	20	15				
118	コーラル製品製造業	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	70	70	60	50	35	30	25	20	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180, 180, 180, 180, 120, 110, 100, 90とする。
120	プラスチック製造業	40	35	30	25	30	25	20	15				窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 45, 40とする。
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	35	30	25	20	30	25	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 45, 40とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	
122	有機化学工業製品製造業 (整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	70	60	50	35	30	25	20	14		(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85, 75, 65, 55, 30, 25, 20 とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、420, 420, 420, 420, 420, 420, 420 とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500 とする。 (4) 化学発泡剤製造工程 (尿素を原料として使用するものに限る。) にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 30, 35, 30, 25, 20 とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14			
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14			
125	合成繊維製造業	22	20	18	16	20	18	16	14			窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 45, 40 とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	55	50	45	40	30	25	20	15			
127	石けん・合成洗剤製造業	55	50	45	40	30	25	20	15			
128	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	30	25	20	15			
129	塗料製造業	55	50	45	40	30	25	20	15			
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	25	25	20	15			

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
131	医薬品原薬・製剤製造業	75	65	55	45	40	35	30	25			医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130, 130, 115, 100, 40, 35, 30, 25とする。
132	医薬品製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14			
133	生物学的製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14			
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14			
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	20	18	16	14			
136	火薬類製造業	35	30	25	20	30	25	20	15			
137	農薬製造業	35	30	25	20	30	25	20	15			
138	合成香料製造業	90	80	70	60	30	25	20	15			
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	35	30	25	30	25	20	15			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	30	25	30	25	20	15			
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	40	35	30	25	30	25	20	15			
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	15	15			
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15			
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	25	25	20	15			
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	35	30	25	30	25	20	15			

整理 番号	名 称	室薬含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
147	石油精製業	30	25	20	20	25	20	15	10				
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10				
149	コークス製造業	1000	900	800	700	800	700	600	500				
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10				
153	ゴム製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10				
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	75	65	55	45				
155	毛皮製造業	30	30	30	30	30	30	30	30				
156	板ガラス製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
157	板ガラス加工業	30	25	20	20	25	20	15	10				
158	ガラス製加工素材製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				
159	ガラス容器製造業	30	25	20	20	20	20	15	10				
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	15	10				
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	15	10				
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。)・同製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10				

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	30	25	20	15	20	25	20	15	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	15	20	20	15	10	
165	生コンクリート製造業	30	25	20	20	25	20	20	15	20	20	15	10	
166	コンクリート製品製造業	30	25	20	20	25	20	20	15	20	20	15	10	
167	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	20	15	20	20	15	10	
168	黒鉛電極製造業	30	25	20	20	25	20	20	15	20	20	15	10	
169	砕石製造業	30	25	20	20	25	20	20	15	20	20	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	25	20	20	25	20	20	15	20	20	15	10	
172	うわ薬製造業	30	25	20	20	25	20	20	15	20	20	15	10	
173	高炉による製鉄業	35	35	35	25	30	25	25	20	25	25	20	15	(1) コークス製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1000, 900, 800, 700, 800, 700, 600, 500 とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100, 100, 90, 70, 60, 55, 50, 45 とする。
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	25	25	25	25	20	25	25	20	15	
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	20	25	25	20	15	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,65,60,55,50,45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,65,60,55,50,45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	25	25	30	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,65,60,55,50,45とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,50,45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,50,45とする。
183	伸鉄業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,50,45とする。
184	棒鋼製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,50,45とする。
185	引抜鋼管製造業	45	45	45	40	30	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,50,45とする。

整理番号	名称	室素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
186	伸線業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
187	ブリキ製造業	35	35	30	25	30	25	30	25	25	25	20	15	
188	重鉛鉄板製造業	45	45	45	40	30	25	30	25	25	25	20	15	
189	めっき銅管製造業	40	35	30	25	30	25	30	25	25	25	20	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	30	25	30	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
192	鍛鋼製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
194	鋳鋼製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
195	鉄鋼物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
196	鋳鉄管製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
197	可鍛鋳鉄製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	
198	鉄粉製造業	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 55, 50, 45とする。
200	非鉄金属製造業	70	65	60	55	60	55	60	55	55	50	45		
201	電気めっき業	30	30	30	25	30	25	30	25	30	25	20		窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130, 120, 110, 100, 120, 110, 100, 90とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	35	30	30	25	20		(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 60, 65, 60, 55, 50とする。 (2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 90, 90, 90, 90, 90, 90, 90とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	25	20	25	20	20	15	10		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 25, 20, 15, 10とする。
204	電子回路製造業	30	25	20	20	20	20	25	20	20	15	10		
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	20	20	20	20	25	20	20	15	10		(1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 40, 35, 30, 35, 30, 25, 20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 35, 25, 20とする。

整理 番号	名 称	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	25	15	10	自動車・同付属品製造工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 20, 20 とする。
207	精密機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	20	25	15	10	時計・同部分品製造工程 (時計側を除く。) においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 20 とする。
208	ガス製造工場	30	25	20	20	25	20	15	20	25	15	10	
209	下水道業	40	35	30	25	40	30	20	30	40	20	10	(1) 標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの (高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。) においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20, 15, 10, 10, 20, 15, 10, 10 とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにおいては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 55, 50, 45, 60, 55, 50, 45 とする。
210	空瓶卸売業	35	30	25	25	30	25	20	25	30	20	15	
211	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)	35	30	25	25	30	25	20	25	30	20	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	35	30	25	25	30	25	20	25	30	20	15	
213	飲食店	60	55	50	45	45	40	35	40	45	35	30	
214	宿泊業	60	55	50	45	45	40	35	40	45	35	30	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	
215	リネンサプライ業	35	30	25	25	30	25	20	25	20	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	35	30	25	25	30	25	20	30	25	15	
218	写真業(写真現像・焼き付け業を含む。)	35	30	25	25	30	25	20	30	25	15	
219	自動車整備業	35	30	25	25	30	25	20	30	25	15	
220	病院	60	55	50	45	45	40	35	40	35	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30	40	35	25	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,25,20,20,30,25,20,15とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が500人以下201人以上のものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40	50	45	35	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,35,30,25,35,30,25,20とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	40	35	25	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができ、それぞれ同欄の順序に従い、50,45,40,35,30,25,20,15とする。
224	ごみ処理業	35	30	25	25	30	25	20	30	25	15	
225	廃油処理業	35	30	25	25	30	25	20	30	25	15	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	45	40	35	30	40	35	30	
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
228	と畜場	60	50	40	30	30	25	20	15	30	20	15	
229	中央卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
230	地方卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15	25	20	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	60	50	40	30	60	50	40	30

備考 この表において、窒素の項中(1)・(2)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

- (1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。
- (2) については、特定施設が平成14年10月1日以後に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(3) りん含有量

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	8	8.5	9	8.5	8	8	
3	天然ガス鉱業	3	3	3	3	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
4	非金属鉱業	3	3	3	3	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	14	12	10	12	10	8	10	8	7	6	5	
6	乳製品製造業	16	14	12	10	12	10	8	10	8	7	6	5	
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	16	14	12	10	12	10	8.5	10	8.5	7.5	6.5	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	5	5	5.5	5	4.5	4	
9	寒天製造業	7.5	7	6.5	6	7	6	5.5	6	5.5	5	4.5	4	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	6	5.5	5	5	5.5	5	4.5	4	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	12	11	10	9	10	9	8	9	8	7	6	5	
12	冷凍水産物製造業	9	8	7	6	7	6	8	6	8	7	6	5	
13	冷凍水産食品製造業	9	8	7	6	7	6	8	6	8	7	6	5	
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	12	11	10	9	10	9	8	9	8	7	6	5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	12	11	10	9	10	9	5.5	9	5.5	5	4.5	4	
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	5.5	5	5.5	5	4.5	4	

整理 番号	名称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
17	味ぞ製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4				
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	9	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5				
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5	4.5				
20	ソース製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4				
21	食酢製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4				
22	砂糖精製業	4	4	4	4	4	4	4	4				
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4				
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	4	4	4	4				
25	パン製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4				
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	6.5	6	5.5	5				
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	4	4	4	4				
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4				
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4				
30	植物油脂製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4				米糖を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、16, 16, 16, 14, 5, 5, 5, 4, 5, 4 とする。
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4				

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
32	食用油脂加工业	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
34	穀類でんぷん製造業	9	8	7	6	8	6	7	6	8	7	6	5	
35	めん類製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	6	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
37	豆腐・油揚げ製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	6	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
38	あん類製造業	9	8	7	6	8	6	7	6	8	7	6	5	
39	冷味調理食品製造業	9	8.5	8	8	8.5	8	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	5.5	5	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
41	清涼飲料製造業	7.5	7.5	7	6.5	3.5	7	6.5	3	3.5	3	2.5	2	
42	果実酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2	
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2	
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2	
46	インスタントコーヒー製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	3	3	3.5	3	2.5	2	
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	2	3	2.5	2	1.5	
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	2	3	2.5	2	1.5	

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5					
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5					
51	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3					
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3					
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	3					
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程)に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3					
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3					
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3					
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3					
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3					
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	9	9	8	7	4.5	4	3.5	3					

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)											備 考	
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	4.5	3	4.5	4	3.5	3	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナーグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセシケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2	2	2.5	2	1.5	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前行程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2	2	2.5	2	1.5	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2	2	2.5	2	1.5	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前行程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2	2	2.5	2	1.5	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2	2	2.5	2	1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前行程の離解工程を含む。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2	2	2.5	2	1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	2	2	2.5	2	1.5	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前行程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2	2	2.5	2	1.5	1	

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
91	塗工紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
92	段ボール製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
94	セロファン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	2	2.5	2	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	3	3.5	3	2.5	2	
101	製版業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	3	3.5	3	2.5	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	

整理 番号	名称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
105	ソーダ工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1				
106	電炉工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1				
107	無機顔料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1				
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2.5	2	1.5	1				りん及びびりん化合物製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9, 8, 7, 6, 8, 7, 6, 5 とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2				りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8, 8, 7, 5, 6, 5, 8, 7, 6, 5 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5				りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8, 8, 7, 5, 6, 5, 8, 7, 6, 5 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5				
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5				
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程 (脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5				りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8, 8, 7, 5, 6, 5, 8, 7, 6, 5 とする。
114	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	3	2.5	2	1.5				

整理番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
115	脂肪族系中間物製造業	5	4.5	4	3.5	3.5	3	2.5	2	2	2	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 9,5,8,5,7,5,6,5,8,7,6,5とする。
116	メタン誘導品製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5				
117	発酵工業	4	4	4	3.5	3	2.5	2	1.5				
118	コールドル製品製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5				
119	薬式中間物・合成染料・有機顔料製造業	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5				りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 24,22,20,18,8,7,6,5とする。
120	プラスチック製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5				
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5				
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5				有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 60,50,40,30,3,2,5,2,1,5とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
125	合成繊維製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				

整理 番号	名称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考		
		(1)					(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
128	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1					
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1					
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1					
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	5	4.5	4	3.5					医薬品原薬製造工程 (りん又はその化合物を原料として使用するものに限り、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,7,5,7,6,5,5,4,5,4,3,5とする。)
132	医薬品製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
133	生物学的製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
134	生薬・漢方製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
136	火薬類製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
140	化粧品・歯磨き・その他の化粧品調製品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					
143	写真感光材料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1					

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1				
145	イオン交換樹脂製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1				
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1				
147	石油精製業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
149	コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
154	なめしかかわ製造業	14.5	13	11.5	10	14.5	13	11.5	10				
155	毛皮製造業	3	3	3	3	3	3	3	3				
156	板ガラス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
157	板ガラス加工業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
158	ガラス製加工素材製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
159	ガラス容器製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
165	生コンクリート製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
166	コンクリート製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
168	黒鉛電極製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
169	砕石製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
170	鉱物・土石粉碎等処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
172	うわ葉製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
173	高炉による製鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
175	フェロアロイ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				

整理 番号	名称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉 (単独転炉を含む。) 又は電気炉 (単独電気炉を含む。)) によるものに限る。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
179	熱間圧延業 (整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
180	冷間圧延業 (整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
182	鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
183	伸鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
186	伸線業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
190	めっき鉄鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	2.5	2	1.5	1	

整理 番号	名称	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
192	鍛鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
194	鍛鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
195	鉄鋳物製造業 (次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
196	鋳鉄管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
197	可鍛鋳鉄製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
198	鉄粉製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
199	鉄鋼業 (整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
200	非鉄金属製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1				
201	電気めっき業	4	4	3.5	3	3.5	3	2.5	2				りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにおいて、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、6、5、4、4、5、4、3、5、3 とする。
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2				(1) 溶解めっき工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7、6、5、4、5、4、3、5、3 とする。 (2) アルマイト加工工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) においては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9、5、9、8、5、8、5、7、5、6、5、5、5 とする。

整理 番号	名称	りん含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考			
		(1)					(2)								
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)						
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
204	電子回路製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1						民生用電気機械器具製造工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7.7、6.5、6.6、5.5、5.4、5.3、5.2とする。
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2						自動車・同付属品製造工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5.4、5.4、4.5、4.4、3.5、3とする。
207	精密機械器具製造業	3.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2	1.5						
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2						
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5						(1) 活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去する方法により下水を処理するもの (高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2.1、5.1、1.2、1.5、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの (活性汚泥法、標準散水ろ法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8.7、6.5、8.7、6.5とする。
210	空瓶卸売業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3						
211	共同調理場 (学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第5条の2に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3						

整理 番号	名称	りん含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	10	9	8	7	4.5	4	3.5	3				
213	飲食店	8	7	6	5	4.5	4	3.5	3				
214	宿泊業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3				
215	リネンサプライ業	8	7	6	5	6	5.5	5	4.5				
216	洗濯業 (前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	6	5.5	5	4.5				
218	写真業 (写真現像・焼き付け業を含む。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3				
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3				
220	病院	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3				
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のものに限る。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5				第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.2.5.2.1.5.3.2.5.2.1.5 とする。
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限る。)	8	7	6	5	5	4.5	4	3.5				第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5.3.2.5.2.3.5.3.2.5.2 とする。

整理 番号	名称	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5			嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に懸集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ4.3.5.3.2.5.3.2.5.2.1.5とする。
224	ごみ処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3			
225	廃油処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3			
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3			
227	死亡獣畜取扱業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3			
228	と畜場	10	9	8	7	4.5	4	3.5	3			
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3			
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3			
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3			
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	5			

備考 この表において、りんの項中(1)・(2)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

(1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。

(2) については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上5000立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が100,000立方メートル以上であるもの。